

国民健康保険運営方針とは

- 国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、県が、国民健康保険法第82条の2に基づき定める県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針のこと

第三期和歌山県国民健康保険運営方針の主なポイント

第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項

- 保険料（税）水準の統一に向けた取組、医療費適正化、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業及び都道府県単位化の更なる深化を図るための取組を推進

第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 令和11年度の「1人当たり保険料(税)」を機械的に試算
- 新たに法定外繰入を行う市町村が発生した場合、原則翌年度に解消
- 保険料（税）収納率の悪化等により貸付を受けた場合、原則3年間で償還（激変緩和措置の対象外）
- 財政安定化基金は、安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に活用

第3 市町村ごとの標準保険料（税）の算定方法及びその水準の平準化に関する事項

- 保険料(税)水準の平準化に向けた取組を一段と加速させる期間と位置付け
- 「保険料（税）水準統一のためのロードマップ」に基づき、取組を着実に実施し、令和12年度からの「完全統一」を目指す
- 国保事業費納付金は、令和9年度までの期間で、各市町村の医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」を目指す
- 保険給付費等交付金（特別交付金）に「医療費適正化へのインセンティブ交付」を創設
- 各市町村の保険料(税)の算定方式は、令和9年度までの期間で、所得割、均等割、平等割の「3方式」を目指す
- 国保事業費納付金の算定の際、各市町村の個別の歳出歳入項目は、原則県全体の歳出歳入項目

第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

- 各市町村が目指すべき保険料(税)の収納率目標は、市町村規模別の全自治体上位5割に当たる収納率

第5 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- 第三者求償事務は、情報提供体制の構築、連携・協力体制等を強化

第6 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

- 第四期和歌山県医療費適正化計画と整合を図り、予防・健康づくりや重症化予防等の医療費適正化の取組を推進

第7 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 市町村が担う事務の標準化、広域化、効率化及び共同化を検討
- 市町村事務処理標準システムは、令和7年度末までに導入

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- 後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業との一体的な実施

第9 関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

- 第三期運営方針の継続的な検証・改善

※第三期和歌山県国民健康保険運営方針は、現在見直している和歌山県医療費適正化計画等との整合性の確保が図られたものでなければならぬことから、他の計画の見直し状況により変更となる場合があります。また、国保運営協議会への諮問・答申、パブリックコメントの実施結果により変更となる場合があります。